

【表紙】

【提出書類】	四半期報告書
【根拠条文】	金融商品取引法第24条の4の7第1項
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	平成26年2月14日
【四半期会計期間】	第67期第3四半期（自平成25年10月1日至平成25年12月31日）
【会社名】	日本電子株式会社
【英訳名】	JEOL Ltd.
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 栗原 権右衛門
【本店の所在の場所】	東京都昭島市武蔵野三丁目1番2号
【電話番号】	(042) 542 - 2124
【事務連絡者氏名】	経理部長 山崎 修
【最寄りの連絡場所】	東京都昭島市武蔵野三丁目1番2号
【電話番号】	(042) 542 - 2124
【事務連絡者氏名】	経理部長 山崎 修
【縦覧に供する場所】	日本電子株式会社東京事務所 (東京都立川市曙町二丁目8番3号 新鈴春ビル3階) 株式会社東京証券取引所 (東京都中央区日本橋兜町2番1号)

第一部【企業情報】

第1【企業の概況】

1【主要な経営指標等の推移】

回次	第66期 第3四半期 連結累計期間	第67期 第3四半期 連結累計期間	第66期
会計期間	自 平成24年4月1日 至 平成24年12月31日	自 平成25年4月1日 至 平成25年12月31日	自 平成24年4月1日 至 平成25年3月31日
売上高 (百万円)	52,334	59,646	79,629
経常損失()又は経常利益 (百万円)	1,934	2,756	1,909
四半期純損失()又は 当期純利益 (百万円)	2,766	1,642	1,598
四半期包括利益又は包括利益 (百万円)	2,828	942	2,442
純資産額 (百万円)	14,559	19,198	19,830
総資産額 (百万円)	92,682	106,705	98,533
1株当たり四半期純損失金額 ()又は 1株当たり当期純利益金額 (円)	36.27	22.74	19.01
潜在株式調整後1株当たり四半 期(当期)純利益金額 (円)	-	-	18.27
自己資本比率 (%)	15.7	18.0	20.1

回次	第66期 第3四半期 連結会計期間	第67期 第3四半期 連結会計期間
会計期間	自 平成24年10月1日 至 平成24年12月31日	自 平成25年10月1日 至 平成25年12月31日
1株当たり四半期純損失金額 ()又は 1株当たり四半期純利益金額 (円)	26.71	6.41

(注) 1 当社は四半期連結財務諸表を作成しておりますので、提出会社の主要な経営指標等の推移については記載しておりません。

2 売上高には、消費税等は含まれておりません。

3 第66期第3四半期連結累計期間及び第67期第3期四半期連結累計期間の潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額については、潜在株式は存在するものの1株当たり四半期純損失金額であるため記載しておりません。

2【事業の内容】

当第3四半期連結累計期間において、当社グループ(当社及び当社の関係会社)が営む事業の内容について、重要な変更はありません。

なお、当第3四半期連結会計期間において、(株)JEOL RESONANCE については株式を追加取得し、関連会社から子会社になっております。

第2【事業の状況】

1【事業等のリスク】

当第3四半期連結累計期間において、当四半期報告書に記載した事業の状況、経理の状況等に関する事項のうち、投資者の判断に重要な影響を及ぼす可能性のある事項の発生又は前事業年度の有価証券報告書に記載した「事業等のリスク」についての重要な変更はありません。

なお、重要事象等は存在していません

2【経営上の重要な契約等】

当第3四半期連結会計期間において、経営上の重要な契約等の決定又は締結等はありません。

3【財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】

文中の将来に関する事項は、当四半期連結会計期間の末日現在において当社グループ（当社及び連結子会社）が判断したものであります。

(1) 経営成績の分析

当第3四半期連結累計期間における経済状況は、新興国経済の減速等は継続しているものの、金融緩和政策等による円高の是正や株価の上昇等、景気は緩やかに回復しつつあります。

このような状況下、当社グループは中期経営計画「Dynamic Vision」（平成25年度～平成27年度）に掲げる重点戦略を強力に推進し、企業価値の向上及び経営基盤の強化を図るとともに受注・売上の確保に努めました。

この結果、当第3四半期連結累計期間の売上高は59,646百万円（前年同期比14.0%増）となりました。損益面においては、営業損失572百万円（前年同期は営業損失1,577百万円）、経常損失が2,756百万円（前年同期は経常損失1,934百万円）、四半期純損失が1,642百万円（前年同期は四半期純損失2,766百万円）となりました。

セグメントの業績を示すと、次のとおりであります。

理科学・計測機器事業

電子顕微鏡への引合いは引き続き好調であり、材料・医学・生物分野における開発研究から品質管理等の幅広い分野からの要求に応えました。特にハイエンド透過電子顕微鏡の需要は旺盛で市場での高い評価が受注・売上に寄与しました。

この結果、当事業の売上高は41,814百万円（前年同期比 15.8%増）となりました。

産業機器事業

電子ビーム描画装置の受注・売上は堅調に推移しましたが、電子ビーム蒸着用電子銃・電源の売上は減少しました。

この結果、当事業の売上高は5,407百万円（前年同期比 10.8%増）となりました。

医用機器事業

国内及び海外（主にOEM供給先であるシーメンス向け）の売上は堅調に推移しました。

この結果、当事業の売上高は12,424百万円（前年同期比 9.4%増）となりました。

(2) 財政状態の分析

当第3四半期連結会計期間末の資産合計は、前連結会計年度末から8,172百万円増加し106,705百万円となりました。主なものとしては、受取手形及び売掛金が4,734百万円減少し、たな卸資産が6,409百万円増加及びのれんが3,698百万円増加しております。

当第3四半期連結会計期間末の負債合計は、前連結会計年度末から8,803百万円増加し87,506百万円となりました。これは主に、長期借入金の増加6,282百万円によるものであります。

一方、当第3四半期連結会計期間末の純資産合計は、資本剰余金及び利益剰余金の減少に伴い19,198百万円となりました。以上の結果、当第3四半期連結会計期間末の自己資本比率は前連結会計年度末から2.1%減少し18.0%となりました。

(3) 事業上及び財務上の対処すべき課題

当第3四半期連結累計期間において、当連結会社の事業上及び財務上の対処すべき課題に重要な変更及び新たに生じた課題はありません。

また、当社は、当社の企業価値・株主共同の利益を確保し、又は向上させることを目的として、当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針を定めており、その内容等（会社法施行規則第118条第3号に掲げる事項）は次のとおりです。

当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針

当社は、公開会社として当社株式の自由な売買を認める以上、大規模な買付行為に応じて当社株式の売却を行うか否かは、最終的には当社株式を保有する株主の皆様への判断に委ねられるべきものであると考えます。

しかしながら、大規模な買付行為又はこれに関する提案につきましては、当社株主の皆様が、当該買付者の事業内容、事業計画、過去の投資行動等から、当該買付行為又は提案の企業価値及び株主共同の利益への影響を慎重に判断する機会がなければ、株主の皆様が将来実現することのできる株主価値を毀損する結果となる可能性があります。

当社は、突然大規模な買付行為がなされたときに、買付者の提示する当社株式の取得対価の妥当性について株主の皆様が短期間の内に適切に判断するためには、買付者及び当社取締役会の双方から適切かつ十分な情報が提供されることが不可欠であると考えます。

このような基本的な考え方に立ち、当社としましては、株主の皆様が適切に判断できるよう、当社が事前に設定する一定のルール（以下「大規模買付ルール」又は「本ルール」といいます。）に従って、大規模買付行為を行う買付者が買付行為に関する必要かつ十分な情報を当社取締役会に事前に提供し、当社取締役会における一定の評価期間が確保されていることが必要であると考えております。

また、当該大規模買付行為が明らかに濫用目的によるものと認められ当社株主全体の利益を著しく損なうと判断されるときは、当社取締役会が大規模買付ルールに従って適切と考える措置をとることも必要であると考えております。

当社の財産の有効な活用、適切な企業集団の形成その他の会社の支配に関する基本方針の実現に資する特別な取組み

当社は、会社の支配に関する基本方針の実現に資する特別な取組みとして、以下の取組みを行っております。

1. 中期経営計画に基づく企業価値及び株主共同の利益向上の取組み

当社グループは、平成24年度を最終年度とする中期経営計画「CHALLENGE 5」（平成22年度～平成24年度）を策定し、企業価値の向上及び経営基盤の強化に取り組んでまいりました。リーマンショックの影響が残る中でスタートした「CHALLENGE 5」は、急激な円高進行、東日本大震災やタイの洪水、ユーロ危機等の変動激しい経営環境の下、掲げた5つの重点戦略「経営構造改革の推進」、「研究開発力の強化」、「ソリューションビジネスの強化」、「新興市場の深耕」、「サプライチェーンの強化」を強力に推進し、一定の成果をあげることができました。

結果、平成24年度には円高の環境下でありながら業績のV字回復を達成いたしました。一方、市場環境の激変の影響も大きく、残念ながら「CHALLENGE 5」当初の数値目標には未達となりましたが、厳しい経営環境においても安定的・持続的に利益が計上できる強固な経営基盤の土台を作ることができたものと考えております。

今般の中期経営計画「Dynamic Vision」（平成25年度～平成27年度）では、「CHALLENGE 5」の「経営構造改革」の成果を基に、世界 No.1のハイエンド理科学・計測機器と最適ソリューションをグローバルに提供し続けることにより、更なる収益率の向上及び財務体質の強化を図ってまいります。重点戦略として3つのUP、「製品開発力UP」、「ものづくり力UP」、「ブランド力UP」を据え、また、新たなコーポレートメッセージとして「Solutions for Innovation」を掲げ、多様化したニーズに応えることのできる真のOnly One Companyとして、成長戦略をDynamicに推し進めていきます。

2. コーポレートガバナンスの強化に対する取組み

当社は、以下のとおり経営理念、経営の基本方針に基づき、コーポレートガバナンスの強化に取り組んでいます。

(1) 当社の経営理念、経営の基本方針

当社は、「創造と開発」を基本とし、常に世界最高の技術に挑戦し、製品を通じて科学の進歩と社会の発展に貢献することを経営理念としております。創立以来の歴史の中で蓄積してきた要素技術・ノウハウ・グローバルネットワークを活かし、世界No.1の装置を提供する「分析・計測の世界において欠かせない企業」、さらには独自のソリューションと付加価値を提供するOnly One Companyとなることを目指しております。

(2) コーポレートガバナンス体制の強化に向けた取組み

当社では、積極的にガバナンス体制の強化に取り組んでおります。経営環境の変化に迅速に対応するため、経営のスリム化を図るべく、平成18年6月の定時株主総会において、取締役の人数（定款上の定員の上限）を従来の20名から8名に絞るとともに、経営の意思決定の迅速化、業務執行の効率化を図るため、「執行役員制度」を導入しています。また、法令遵守の徹底を図るため、業務監理室を設置するとともに、企業の社会的責任を重視して、社長を委員長とし、社外弁護士も参加するCSR委員会を設置しております。

これらは、会社の支配に関する基本方針の実現に資する取組みであると考えます。

会社の支配に関する基本方針に照らして不適切な者によって当社の財務及び事業の方針の決定が支配されることを防止するための取組み

当社は、平成25年6月27日開催の第66回定時株主総会において、当社株券等の大規模買付行為への対応方針（買収防衛策）（以下「本対応方針」といいます。）の継続をご承認いただきました。

本対応方針は、大規模買付行為に際して、株主の皆様が大規模買付者の提案に対して適切に判断できるよう、当社が事前に設定する大規模買付ルールに従って、大規模買付者が大規模買付行為に関する必要かつ十分な情報を当社取締役会に事前に提供し、かつ、当社取締役会における一定の評価期間の経過後に当該買付行為を開始するというものであります。

大規模買付者が本ルールを遵守した場合には、取締役会は、当該買付提案についての評価意見を表明したり、代替案を提示することにより、株主の皆様の判断に必要な情報を提供することとし、大規模買付者の買付提案に応じるか否かは、株主の皆様において、当該買付提案及び取締役会が提示する当該買付提案に対する意見、代替案等を考慮の上、判断していただくこととなります。原則として、当該大規模買付行為に対する対抗措置はとりません。

しかしながら、例外的に、当該買付行為が明らかに濫用目的によるものと認められ、その結果として当社に回復し難い損害をもたらすなど、当社株主共同の利益を著しく損なうと判断される場合には、取締役会は、外部専門家等の助言を得ながら、独立委員会からの勧告を最大限尊重したうえで、株主の皆様の利益を守るために、適切と考える方策を取ることがあります。

一方、大規模買付者により、本ルールが遵守されなかった場合には、取締役会は、当社及び株主共同の利益を守ることを目的として、新株予約権の発行等、会社法その他の法律及び当社定款が認める対抗措置をとり、大規模買付行為に対抗する場合があります。対抗措置の発動については、外部専門家等の意見も参考にし、また独立委員会の勧告を最大限尊重し、取締役会が決定します。

具体的な対抗措置については、その時点で最適と取締役会が判断したものを選択し、独立委員会の勧告を受けただけで決定することとしますが、選択した対抗措置の内容によっては、法令及び定款の定めに従って株主総会で決議を求めること、あるいは独立委員会の勧告に基づいて株主総会の場で株主の承認を求めることがあります。なお、株主への割当て又は無償割当てにより新株予約権を発行する場合には、対抗措置としての効果を勘案した行使期間及び行使条件を設けることがあります。

本対応方針が会社の支配に関する基本方針に沿うものであり、株主共同の利益を損なうものではなく、会社役員としての地位の維持を目的とするものではないこと及びその理由

本対応方針は、大規模買付を行う場合の一定のルールを明確にするものであり、本対応方針導入の必要性、独立委員会の設置、大規模買付ルールの内容、大規模買付行為が為された場合の対応方針、株主・投資家の皆様にご与える影響等を規定しています。

本対応方針は、大規模買付者が大規模買付行為を行う際には必要かつ十分な情報を当社取締役会に事前に提供し、取締役会による一定の評価期間が経過した後のみ買付行為を開始できることとしています。さらに、大規模買付者がこれを遵守しない場合、又は、大規模買付行為が当社株主共同の利益を著しく損なうものである場合には、大規模買付者に対して取締役会は株主共同の利益を守るために適切な対抗措置を講じることがあることを明記しています。

また、本対応方針そのものの導入・継続については、株主の皆様の承認を得ることとしております。本対応方針の有効期限は3年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとし、以後も同様とします。

なお、本対応方針は取締役会が対抗措置を発動する場合について事前かつ明確に開示しており、取締役会による対抗措置の発動は本対応方針の規定に則って実施されます。

また、取締役会が大規模買付行為について評価・検討を行う際や代替案を提示し、又は対抗措置を発動する際には、外部専門家等の意見も参考にし、当社経営陣から独立した委員で構成される独立委員会に諮問し、同委員会の勧告を最大限尊重するものとしています。

このような観点から、本対応方針が基本方針に沿うものであり、株主共同の利益を損なうものではなく、会社役員としての地位の維持を目的とするものではないと考えております。

(4) 研究開発活動

当第3四半期連結累計期間の研究開発費の総額は3,363百万円であります。

第3【提出会社の状況】

1【株式等の状況】

(1)【株式の総数等】

【株式の総数】

種類	発行可能株式総数(株)
普通株式	250,000,000
第1種優先株式	3,000
計	250,000,000

(注) 当社の各種類株式の発行可能種類株式総数の合計は250,003,000株となりますが、当社定款に定める発行可能株式総数250,000,000株を記載しております。なお、発行可能種類株式総数の合計と発行可能株式総数との一致については、会社法上要求されておりません。

【発行済株式】

種類	第3四半期会計期間末 現在発行数(株) (平成25年12月31日)	提出日現在発行数 (株) (平成26年2月14日)	上場金融商品取引所 名又は登録認可金融 商品取引業協会名	内容
普通株式	79,365,600	79,365,600	東京証券取引所 (市場第一部)	(注)1 単元株式数は1,000株であります。
第1種優先株式 (当該優先株式は行使 価額修正条項付新株 予約権付社債券等であ ります。)	2,000	2,000	非上場	(注)2~4 単元株式数は1株であります。
計	79,367,600	79,367,600	-	-

(注)1 発行済株式は、全て議決権を有しております。

2 行使価額修正条項付新株予約権付社債券等(第1種優先株式)の特質は以下のとおりであります。

(1) 第1種優先株式(以下「本優先株式」といいます。)には、当社普通株式を対価としてその保有する本優先株式の取得を請求すること(以下「転換請求」といいます。)ができる権利(以下「転換請求権」といいます。)が付与されます。本優先株式の転換請求権の対価として交付される普通株式の数は、一定の期間における当社の普通株式の株価を基準として修正されることがあり、当社の普通株式の株価の下落により、当該転換請求権の対価として交付される当社普通株式の数が増加する場合があります。

(2) 本優先株式の転換請求権の対価として交付される普通株式の数は、本優先株式を有する株主(以下「本優先株主」といいます。)が転換請求をした本優先株式の数に、1,000,000円、累積未払優先配当金(下記「3(1) 累積条項」に記載の意味を有します。以下本項において同じです。)相当額及び日割未払優先配当金額(下記「3(7) 普通株式対価の取得請求権の内容」に記載の意味を有します。以下本項第(3)号においても同じです。)を加えた金額を乗じた数を、以下の転換価額で除して算出されます(1株未満の端数が生じたときは、会社法第167条第3項に従いこれを取り扱います。)。また、転換価額は、以下のとおり、転換請求を初めて行った日以降、半年に1回の頻度で修正されます。

転換価額は、当初、転換請求を初めて行った日(以下「当初転換価額基準日」といいます。)に先立つ45取引日目に始まる30取引日(株式会社東京証券取引所(以下「東京証券取引所」といいます。)第一部における当社の普通株式の売買高加重平均価格(以下「VWAP」といいます。)のない日を除きます。以下「当初時価算定期間」といいます。)のVWAPの平均値の95%相当額(以下「当初転換価額」といいます。)であり、平成25年1月6日以降平成30年7月6日までの間で、当初転換価額基準日の翌日から起算して6ヶ月後の応当日(ただし、応当日がない場合は、その月の末日とし、その日が営業日でない場合には、その翌営業日とします。以下「初回修正基準日」といいます。)ならびに翌年以降毎年の当初転換価額基準日及び初回修正基準日の応当日(ただし、応当日がない場合は、その月の末日とし、その日が営業日でない場合には、その翌営業日とします。以下、初回修正基準日とあわせて、「修正基準日」といいます。)に、当該修正基準日に先立つ45取引日目に始まる30取引日(VWAPのない日を除きます。以下「時価算定期間」といいます。)のVWAPの平均値の95%相当額(以下「修正後転換価額」といいます。)に修正されます。その計算は、円位未満小数第2位まで算出し、その小数第2位を四捨五入します。なお、当初時価算

定期間及び時価算定期間に、転換価額の調整事由が生じた場合、当初転換価額及び修正後転換価額はそれぞれ調整されます。

- (3) 上記(2)の当初転換価額は100円を下限とし、修正後転換価額は当初転換価額の75%相当額(ただし、転換価額の調整事由が生じた場合、当初転換価額及び修正後転換価額はそれぞれ調整されます。)を下限とします。
- (4) 本優先株式には、1,000,000円に一年ごとで上昇する一定の強制償還率を乗じた金額に、累積未払優先配当金相当額及び日割未払優先配当金額(下記「3(6) 強制償還価額」に記載の意味を有します。)を加えた額の金銭を対価として、当社が、払込期日である平成24年7月6日から平成30年7月6日までの間いつでも、当社の取締役会が別に定める日が到来したときは、本優先株式を取得することができる旨の強制償還条項が付されています。さらに、本優先株式には、平成30年7月7日(以下「一斉取得日」といいます。)をもって、当社が本優先株式の全部を取得すると引換えに、本優先株主に対して、その有する本優先株式の数に、1,000,000円、累積未払優先配当金相当額及び日割未払優先配当金額(下記「3(8) 普通株式対価の取得条項」に記載の意味を有します。)を加えた金額を乗じた数を、一定の一斉転換価額で除した数の当社の普通株式を交付する旨の普通株式対価の取得条項も付されております。

上記(1)ないし(4)の詳細は、下記「3(6) 現金対価の取得条項」ないし「(8) 普通株式対価の取得条項」の内容をご参照下さい。

3 第1種優先株式の内容は以下のとおりであります。

(1) 優先配当金

優先配当金

当社は、ある事業年度中に属する日を基準日として剰余金の配当を行うときは、当該基準日の最終の株主名簿に記載又は記録された第1種優先株式を有する株主(以下「第1種優先株主」という。)又は第1種優先株式の登録株式質権者(以下「第1種優先登録株式質権者」という。)に対し、当該基準日の最終の株主名簿に記載又は記録された普通株式を有する株主(以下「普通株主」という。)又は普通株式の登録株式質権者(以下「普通登録株式質権者」という。)に先立ち、第1種優先株式1株につき(1)に定める額の金銭による剰余金の配当(かかる配当により支払われる金銭を、以下「優先配当金」という。)を行う。また、当該剰余金の配当の基準日から当該剰余金の配当が行われる日までの間に、当社が第1種優先株式を取得した場合、当該第1種優先株式につき当該基準日に係る剰余金の配当を行うことを要しない。

優先配当金の額

第1種優先株式1株当たりの優先配当金の額は、第1種優先株式1株当たりの払込金額に年率5%を乗じて算出した金額について、当該剰余金の配当の基準日の属する事業年度の初日の翌日(ただし、当該剰余金の配当の基準日が平成25年3月末日に終了する事業年度に属する場合は、発行日の翌日)(同日を含む。)から当該剰余金の配当の基準日(同日を含む。)までの期間の実日数につき、1年を365日として日割計算により算出される金額とする。除算は最後に行い、円位未満小数第2位まで計算し、その小数第2位を四捨五入する。ただし、当該剰余金の配当の基準日の属する事業年度中に、当該剰余金の配当の基準日以前の日を基準日として第1種優先株主又は第1種優先登録株式質権者に対し剰余金を配当したときは、第1種優先株式1株当たりの優先配当金の額は、その各配当における優先配当金の合計額を控除した金額とする。

累積条項

ある事業年度に属する日を基準日として第1種優先株主又は第1種優先登録株式質権者に対して行われた1株当たりの剰余金の配当の総額が、当該事業年度の末日を基準日とする優先配当金の額に達しないときは、その不足額は翌事業年度の初日(同日を含む。)以降累積する。累積した不足額(1株当たりの累積未払金を、以下「累積未払優先配当金」という。)については、当該翌事業年度以降、優先配当金の支払及び普通株主又は普通登録株式質権者に対する剰余金の配当に先立ち、第1種優先株主又は第1種優先登録株式質権者に対して配当する。

非参加条項

当社は、第1種優先株主又は第1種優先登録株式質権者に対して、優先配当金及び累積未払優先配当金を超えて剰余金の配当を行わない。

(2) 残余財産の分配

残余財産の分配

当社は、残余財産を分配するときは、第1種優先株主又は第1種優先登録株式質権者に対して、普通株主又は普通登録株式質権者に先立ち、本 に定める金額を支払う。

残余財産分配額

第1種優先株式1株当たりの残余財産分配額は、以下の算式に基づいて算定されるものとする。

(算式)

1株当たりの残余財産分配額 = 1,000,000円 + 累積未払優先配当金相当額 + 日割未払優先配当金額

上記算式における「日割未払優先配当金額」は、残余財産分配がなされる日(以下「残余財産分配日」という。)の属する事業年度において、残余財産分配日を基準日として優先配当金の支払がなされたと仮定した場合に、(1)に従い計算される優先配当金額相当額とする。

非参加条項

第1種優先株主又は第1種優先登録株式質権者に対しては、本のほか残余財産の分配を行わない。

(3) 譲渡制限

譲渡による第1種優先株式の取得については、当社の取締役会の承認を要する。

(4) 議決権

第1種優先株式は、法令に別段の定めのある場合を除き、株主総会において、議決権を有しない。

(5) 現金対価の取得請求権

現金対価の取得請求権の内容

第1種優先株主は、平成28年7月7日から平成30年7月6日までの間いつでも、当社に対して現金を対価として第1種優先株式の全部又は一部を取得することを請求(以下「償還請求」という。)することができる。この場合、当社は、第1種優先株式を取得すると引換えに、当該償還請求の日(以下「償還請求日」という。)における分配可能額を限度として、法令上可能な範囲で、当該償還請求日に、当該第1種優先株主又は第1種優先登録株式質権者に対して、本に定める金額の金銭を交付する。なお、償還請求日における分配可能額を超えて償還請求が行われた場合、取得すべき第1種優先株式は、抽選又は償還請求が行われた第1種優先株式の数に応じた比例按分その他の方法により当社の取締役会において決定する。

償還価額

第1種優先株式1株当たりの償還価額は、償還請求日が以下の各号に掲げる期間に属する場合において、以下の算式に基づいて算定されるものとする。

(算式)

1株当たりの償還価額 = 1,000,000円 × 償還率 + 累積未払優先配当金相当額 + 日割未払優先配当金額

上記算式における「償還率」は、償還請求日が以下の各号に掲げる期間に属する場合における当該各号に定める率をいう。

平成28年7月7日から平成29年7月6日まで 118%

平成29年7月7日から平成30年7月6日まで 120%

上記算式における「日割未払優先配当金額」は、償還請求日の属する事業年度において、償還請求日を基準日として優先配当金の支払がなされたと仮定した場合に、(1)に従い計算される優先配当金額相当額とする。

(6) 現金対価の取得条項

現金対価の取得条項の内容

当社は、平成24年7月6日から平成30年7月6日までの間いつでも、当社の取締役会が別に定める日が到来したときは、当該日の到来をもって、第1種優先株主又は第1種優先登録株式質権者の意思に拘わらず、当社が第1種優先株式の全部又は一部を取得すると引換えに、当該日における分配可能額を限度として、第1種優先株主又は第1種優先登録株式質権者に対して、本に定める強制償還価額の金銭を交付することができる(本項による第1種優先株式の取得の行われる日を、以下「強制償還日」という。)。なお、一部取得を行うにあたり、取得する第1種優先株式は、抽選、比例按分その他の方法により当社の取締役会において決定する。

強制償還価額

第1種優先株式1株当たりの強制償還価額は、強制償還日が以下の各号に掲げる期間に属する場合において、以下の算式に基づいて算定されるものとする。

(算式)

1株当たりの強制償還価額 = 1,000,000円 × 強制償還率 + 累積未払優先配当金相当額 + 日割未払優先配当金額

上記算式における「強制償還率」は、強制償還日が以下の各号に掲げる期間に属する場合における当該各号に定める率をいう。

平成24年7月6日から平成25年7月6日まで 105%

平成25年7月7日から平成26年7月6日まで 109%

平成26年7月7日から平成27年7月6日まで 112%
 平成27年7月7日から平成28年7月6日まで 115%
 平成28年7月7日から平成29年7月6日まで 118%
 平成29年7月7日から平成30年7月6日まで 120%

上記算式における「日割未払優先配当金額」は、強制償還日の属する事業年度において、強制償還日を基準日として優先配当金の支払がなされたと仮定した場合に、(1) に従い計算される優先配当金額相当額とする。

(7) 普通株式対価の取得請求権

普通株式対価の取得請求権の内容

第1種優先株主は、平成25年1月6日以降平成30年7月6日までの間（以下「転換請求期間」という。）いつでも、当社が第1種優先株式の全部又は一部を取得すると引換えに、以下の算式により算出される数の当社の普通株式を交付することを請求（以下「転換請求」という。）することができる。なお、当社がある株主に対して第1種優先株式の取得と引換えに交付する当社の普通株式数の算出に当たって、1株未満の端数が生じたときは、会社法第167条第3項に従いこれを取り扱う。

（算式）

第1種優先株式の取得と引換えに交付する当社の普通株式の数 = 第1種優先株主が転換請求をした第1種優先株式の数 × (1,000,000円 + 累積未払優先配当金相当額 + 日割未払優先配当金額) ÷ 転換価額

上記算式における「日割未払優先配当金額」は、転換請求の日（以下「転換請求日」という。）の属する事業年度において、転換請求日を基準日として優先配当金の支払がなされたと仮定した場合に、(1) に従い計算される優先配当金額相当額とする。ただし、転換請求日が基準日である場合には、上記算式における「日割未払優先配当金額」は0円とする。

当初転換価額

転換価額は、当初、転換請求を初めて行った日（以下「当初転換価額基準日」という。）に先立つ45取引日目に始まる30取引日（株式会社東京証券取引所第一部における当社の普通株式の売買高加重平均価格（以下「VWAP」という。）のない日を除く。以下「当初時価算定期間」という。）のVWAPの平均値の95%相当額（以下「当初転換価額」という。）とする。その計算は、円位未満小数第2位まで算出し、その小数第2位を四捨五入する。ただし、上記計算の結果、当初転換価額が100円（以下「当初下限転換価額」という。ただし、本により調整される。）を下回る場合には当初下限転換価額をもって当初転換価額とする。

なお、当初時価算定期間に、本に定める事由が生じた場合、当初転換価額は本項に準じて調整される。

転換価額の修正

転換価額は、転換請求期間中、当初転換価額基準日の翌日から起算して6ヶ月後の応当日（ただし、応当日がない場合は、その月の末日とし、その日が営業日でない場合には、その翌営業日とする。以下「初回修正基準日」という。）並びに翌年以降毎年の当初転換価額基準日及び初回修正基準日の応当日（ただし、応当日がない場合は、その月の末日とし、その日が営業日でない場合には、その翌営業日とする。以下、初回修正基準日とあわせて、「修正基準日」という。）に、当該修正基準日に先立つ45取引日目に始まる30取引日（VWAPのない日を除く。以下「時価算定期間」という。）のVWAPの平均値の95%相当額（以下「修正後転換価額」という。）に修正される。その計算は、円位未満小数第2位まで算出し、その小数第2位を四捨五入する。ただし、上記計算の結果、修正後転換価額が当初転換価額の75%相当額（以下「下限転換価額」という。ただし、本により調整される。）を下回る場合には下限転換価額をもって修正後転換価額とし、修正後転換価額が当初転換価額の125%相当額（以下「上限転換価額」という。ただし、本により調整される。）を上回る場合には上限転換価額をもって修正後転換価額とする。なお、時価算定期間に、本に定める事由が生じた場合、修正後転換価額は本に準じて調整される。

転換価額の調整

第1種優先株式の発行後、次のいずれかに掲げる事由が発生した場合には、次に定める算式（以下「転換価額調整式」という。）により、転換価額を調整する。なお、転換価額の調整のために計算を行う場合には、円位未満小数第2位まで算出し、その小数第2位を四捨五入する。

$$\text{調整後転換価額} = \text{調整前転換価額} \times \frac{\text{新発行・処分普通株式数} \times \left(\frac{\text{発行済普通株式数} - \text{自己株式数}}{\text{発行済普通株式数} - \text{自己株式数}} + \frac{\text{1株当たりの払込金額} \cdot \text{処分価額}}{\text{1株当たりの時価}} \right)}{\text{発行済普通株式数} - \text{自己株式数} + \text{新発行・処分普通株式数}}$$

調整前転換価額は、調整後転換価額を適用する日の前日において有効な転換価額をいう。

発行済普通株式数 - 自己株式数は、基準日がない場合は調整後転換価額を適用する日の1ヶ月前の日、基準日がある場合は基準日における、発行済普通株式数から当社が保有する普通株式数（自己株式数）を控除した数をいう。

1株当たりの時価は、調整後転換価額の適用する日に先立つ45取引日目に始まる30取引日（VWAPのない日を除く。）のVWAPの平均値をいい、その計算は、円位未満小数第2位まで算出し、その小数第2位を四捨五入する。なお、上記30取引日の間に、本 に定める事由が生じた場合には、当該平均値は、本 に準じて調整される。

- (イ) 転換価額調整式に使用する時価を下回る払込金額をもって普通株式を発行し又は当社が保有する普通株式を処分する場合（無償割当ての場合を含む。ただし、本 (ハ) 記載の取得請求権付株式、取得条項付株式もしくは取得条項付新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む。以下本 (ハ) において同じ。）の取得と引換えに普通株式を交付する場合、又は普通株式の交付を請求できる新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む。以下本 (ハ) において同じ。）その他の証券もしくは権利の転換、交換又は行使により普通株式を交付する場合を除く。）

調整後転換価額は、払込みがなされた日（基準日を定めずに無償割当てを行う場合は、その効力発生日）の翌日以降、募集又は無償割当てのための基準日がある場合は、その日の翌日以降、これを適用する。本(イ)において、転換価額調整式における「新発行・処分普通株式数」とは、当社が発行又は処分する普通株式の数を意味するものとし、転換価額調整式における「1株当たりの払込金額・処分価額」とは、当該発行又は処分に係る普通株式1株当たりの払込金額又は処分価額をいう。なお、無償割当ての場合、転換価額調整式における「1株当たりの払込金額・処分価額」は、0円とする。

- (ロ) 普通株式を分割する場合

調整後転換価額は、普通株式の分割に係る基準日の翌日以降これを適用する。本(ロ)において、転換価額調整式における「発行済普通株式数 - 自己株式数」及び「発行済普通株式数から当社が保有する普通株式数（自己株式数）を控除した数」はそれぞれ「発行済普通株式数」と読み替え、転換価額調整式における「新発行・処分普通株式数」とは、株式の分割により増加する普通株式の数を意味するものとし、転換価額調整式における「1株当たりの払込金額・処分価額」は、0円とする。

- (ハ) 取得請求権付株式、取得条項付株式もしくは取得条項付新株予約権であって、その取得と引換えに転換価額調整式に使用する時価を下回る対価（以下に定義される。）をもって普通株式を交付する定めがあるものを交付する場合（無償割当ての場合を含む。）、又は転換価額調整式に使用する時価を下回る対価をもって普通株式の交付を請求できる新株予約権その他の証券もしくは権利を交付する場合（無償割当ての場合を含む。）

調整後転換価額は、交付される取得請求権付株式、取得条項付株式もしくは取得条項付新株予約権、又は新株予約権その他の証券もしくは権利（以下「取得請求権付株式等」という。）の全てが当初の条件で取得、転換、交換又は行使され普通株式が交付されたものとみなして転換価額調整式を準用して算出するものとし、その払込みがなされた日（基準日を定めずに無償割当てを行う場合は、その効力発生日）の翌日以降、又は募集もしくは無償割当てのための基準日がある場合にはその日の翌日以降、これを適用する。

上記に拘わらず、取得、転換、交換又は行使に際して交付される普通株式の対価が上記の時点で確定していない場合は、調整後の転換価額は、当該対価の確定時点で交付されている取得請求権

付株式等の全てが当該対価の確定時点の条件で取得、転換、交換又は行使され普通株式が交付されたものとみなして転換価額調整式を準用して算出するものとし、当該対価が確定した日の翌日以降これを適用する。

本(ハ)における対価とは、取得請求権付株式等の交付に際して払込みその他の対価関係にある支払がなされた額(時価を下回る対価をもって普通株式の交付を請求できる新株予約権その他の証券又は権利の場合には、その転換、交換又は行使に際して出資される財産の価額を加えた額とする。)から、その取得、転換、交換又は行使に際して取得請求権付株式等の所持人に交付される普通株式以外の財産の価額を控除した金額を、その取得、転換、交換又は行使に際して交付される普通株式の数で除した金額をいう。

(二) 株式の併合により発行済普通株式数が減少する場合

調整後転換価額は、株式の併合の効力発生日以降これを適用する。本(二)において、転換価額調整式における「発行済普通株式数 - 自己株式数」及び「発行済普通株式数から当社が保有する普通株式数(自己株式数)を控除した数」はそれぞれ「発行済普通株式数」と読み替え、転換価額調整式における「新発行・処分普通株式数」とは、株式の併合により減少する普通株式数を負の値で表示したものとし、転換価額調整式における「1株当たりの払込金額・処分価額」は、0円とする。

上記(イ)ないし(二)において、当該各行為に係る基準日が定められ、かつ当該各行為が当該基準日以降に開催される当社の株主総会における一定の事項(ただし、上記(ロ)については、剰余金の額を減少して、資本金又は資本準備金の額を増加することを含む。)に関する承認決議を条件としている場合、調整後転換価額は、当該承認決議をした株主総会の終結の日の翌日以降にこれを適用する。

上記に掲げる場合のほか、次のいずれかに該当する場合には、当社取締役会が判断する合理的な転換価額に調整される。

- (イ) 合併、資本金の額の減少、株式交換、株式移転又は会社分割のために転換価額の調整を必要とするとき。
- (ロ) その他当社の発行済普通株式の変更又は変更の可能性を生じる事由の発生によって転換価額の調整を必要とするとき。
- (ハ) 転換価額の調整事由が2つ以上相接して発生し、一方の事由に基づく調整後転換価額の算出に関して使用すべき1株当たりの時価が他方の事由によって影響されているとき。

転換価額調整式により算出される調整後転換価額と調整前転換価額の差額が1円未満の場合は、転換価額の調整は行わない。ただし、その後転換価額の調整を必要とする事由が発生し、転換価額を算出する場合には、転換価額調整式中の調整前転換価額に代えて調整前転換価額からこの差額を差し引いた額を使用する。

(8) 普通株式対価の取得条項

当社は、平成30年7月7日(以下「一斉取得日」という。)をもって、当社が第1種優先株式の全部を取得すると引換えに、各第1種優先株主に対して、以下の算式により算出される数の当社の普通株式を交付する。なお、当社が各第1種優先株主に対して第1種優先株式の取得と引換えに交付する当社の普通株式の数の算出に当たって、1株に満たない端数が生じたときは、会社法第234条に従いこれを取り扱う。

(算式)

第1種優先株式の取得と引換えに交付する当社の普通株式の数 = 各第1種優先株主が有する第1種優先株式の数 × (1,000,000円 + 累積未払優先配当金相当額 + 日割未払優先配当金額) ÷ 一斉転換価額

上記算式における「日割未払優先配当金額」は、一斉取得日の属する事業年度において、一斉取得日を基準日として優先配当金の支払がなされたと仮定した場合に、(1) に従い計算される優先配当金額相当額とする。

一斉転換価額は、平成30年7月7日（ただし、同日が営業日でない場合には、その前営業日とする。以下「一斉転換価額基準日」という。）に、当該一斉転換価額基準日に先立つ45取引日目に始まる30取引日（VWAPのない日を除く。以下「一斉転換価額算定期間」という。）のVWAPの平均値とする。その計算は、円位未満小数第2位まで算出し、その小数第2位を四捨五入する。ただし、上記計算の結果、当該一斉転換価額が下限転換価額を下回る場合には下限転換価額をもって一斉転換価額とする。なお、一斉転換価額算定期間に(7)に定める事由が生じた場合、一斉転換価額は(7)に準じて調整される。

(9) 第1種優先株式の併合又は分割、募集新株の割当てを受ける権利等

当社は、第1種優先株式について株式の併合又は分割を行わない。

当社は、第1種優先株主又は第1種優先登録株式質権者には、募集株式又は募集新株予約権の割当てを受ける権利を与えず、株式無償割当て又は新株予約権無償割当てを行わない。

(10) 除斥期間

当会社定款第44条の規定は、優先配当金の支払についてこれを準用する。

(11) 会社法第322条第2項の規定する定款の定めの有無

会社法第322条第2項に規定する定款の定めはありません。

(12) 議決権を有しないこととしている理由

資本増強にあたり、既存の株主への影響を考慮したためであります。

4 行使価額修正条項付新株予約権付社債券等（第1種優先株式）に関する事項は以下のとおりであります。

(1) 行使価額修正条項付新株予約権付社債券等に表示された権利行使に関する事項についての所有者との間の取決めの内容

当社と割当先は、転換制限解除事由が発生しない限り、払込期日（同日を含みます。）から4年を経過する日の翌日である平成28年7月6日までは転換請求権を行使できないものの、平成25年1月6日以降に転換制限解除事由が発生した場合には、その日以降は転換請求権を行使することができるものとする旨を合意しております。

また、当社と割当先は、急激な希薄化を一定程度防止するため、当社は割当先との間で、暦月において転換請求権の行使により本優先株式の保有者が取得することのできる当社の普通株式の数が払込期日における当社の上場株券等の数の10%を超えないよう制限する旨の合意をしております。

(2) 当社の株券の売買に関する事項についての所有者との間の取決めの内容

割当先は、一定の合理的な売却方針に従った市場売却の場合を除き、当社の事前の書面による同意がない限り、割当先が保有する本優先株式又は当社の普通株式の全部又は一部の、第三者への譲渡等を行うことができません。また、割当先が市場以外での譲渡等を希望する場合には、当社及び指定買取人との間で事前に誠実に協議を行った上で、当社及び指定買取人は先買権を行使することができます。

加えて、当社は割当先との間で払込期日（平成24年7月6日）から2年以内に本優先株式の全部又は一部を譲渡する場合には、譲渡を受ける者の氏名又は名称及び譲渡株式数等の内容を直ちに当社へ書面により報告すること、当社が当該報告内容を東京証券取引所に報告すること、並びに当該報告内容が公衆縦覧に供されることに同意する旨の確約書を取得しております。

(3) 当社の株券の貸借に関する事項についての取得者と当社の特別利害関係者等との間の取り決めの内容

該当事項はありません。

(4) その他投資者の保護を図るため必要な事項

該当事項はありません。

(2) 【新株予約権等の状況】

該当事項はありません。

(3) 【行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の行使状況等】

該当事項はありません。

(4) 【ライツプランの内容】

該当事項はありません。

(5) 【発行済株式総数、資本金等の推移】

年月日	発行済株式 総数増減数 (株)	発行済株式 総数残高 (株)	資本金増減額 (百万円)	資本金残高 (百万円)	資本準備金 増減額 (百万円)	資本準備金 残高 (百万円)
平成25年10月1日～ 平成25年12月31日	-	79,367,600	-	6,740	-	5,676

(6) 【大株主の状況】

当四半期会計期間は第3四半期会計期間であるため、記載事項はありません。

(7) 【議決権の状況】

当第3四半期会計期間末日現在の「議決権の状況」については、株主名簿の記載内容が確認できないため、記載することができないことから、直前の基準日（平成25年9月30日）に基づく株主名簿による記載をしております。

【発行済株式】

平成25年12月31日現在

区分	株式数(株)	議決権の数(個)	内容
無議決権株式	第1種優先株式 2,000	-	(1) 株式の総数等に記載のとおり
議決権制限株式(自己株式等)	-	-	-
議決権制限株式(その他)	-	-	-
完全議決権株式(自己株式等)	(自己保有株式) 普通株式 1,077,000	-	-
完全議決権株式(その他)	普通株式 78,141,000	78,141	-
単元未満株式	普通株式 147,600	-	1単元(1,000株)未満の株式
発行済株式総数	79,367,600	-	-
総株主の議決権	-	78,141	-

(注) 「単元未満株式」欄には、当社保有の自己株式 548株が含まれております。

【自己株式等】

平成25年12月31日現在

所有者の氏名又は名称	所有者の住所	自己名義 所有株式数 (株)	他人名義 所有株式数 (株)	所有株式数 の合計 (株)	発行済株式 総数に対する 所有株式数 の割合(%)
(自己保有株式) 日本電子株式会社	東京都昭島市武蔵野 三丁目1番2号	1,077,000	-	1,077,000	1.36
計	-	1,077,000	-	1,077,000	1.36

2 【役員の状況】

該当事項はありません。

第4【経理の状況】

1．四半期連結財務諸表の作成方法について

当社の四半期連結財務諸表は、「四半期連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」（平成19年内閣府令第64号）に基づいて作成しております。

2．監査証明について

当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第3四半期連結会計期間（平成25年10月1日から平成25年12月31日まで）及び第3四半期連結累計期間（平成25年4月1日から平成25年12月31日まで）に係る四半期連結財務諸表について、有限責任監査法人トーマツによる四半期レビューを受けております。

1【四半期連結財務諸表】
(1)【四半期連結貸借対照表】

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (平成25年3月31日)	当第3四半期連結会計期間 (平成25年12月31日)
資産の部		
流動資産		
現金及び預金	5,643	8,306
受取手形及び売掛金	³ 24,609	³ 19,874
商品及び製品	14,147	16,128
仕掛品	22,007	26,610
原材料及び貯蔵品	2,321	2,146
その他	5,111	4,618
貸倒引当金	152	147
流動資産合計	73,687	77,537
固定資産		
有形固定資産		
建物及び構築物（純額）	5,754	5,643
機械装置及び運搬具（純額）	576	677
工具、器具及び備品（純額）	2,097	1,922
土地	1,743	1,864
リース資産（純額）	1,327	1,186
建設仮勘定	486	1,058
有形固定資産合計	11,987	12,351
無形固定資産		
のれん	-	3,698
その他	1,552	1,281
無形固定資産合計	1,552	4,980
投資その他の資産		
投資有価証券	7,534	8,305
その他	3,745	3,536
貸倒引当金	36	43
投資その他の資産合計	11,243	11,798
固定資産合計	24,782	29,130
繰延資産	63	37
資産合計	98,533	106,705

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (平成25年3月31日)	当第3四半期連結会計期間 (平成25年12月31日)
負債の部		
流動負債		
支払手形及び買掛金	³ 15,543	³ 17,069
短期借入金	⁴ 27,655	⁴ 27,931
1年内償還予定の社債	1,565	1,210
未払法人税等	417	468
賞与引当金	626	507
その他	³ 16,293	³ 17,115
流動負債合計	62,101	64,303
固定負債		
社債	1,720	1,190
長期借入金	5,917	12,199
退職給付引当金	6,960	8,071
役員退職慰労引当金	210	199
資産除去債務	143	148
その他	1,649	1,395
固定負債合計	16,601	23,203
負債合計	78,702	87,506
純資産の部		
株主資本		
資本金	6,740	6,740
資本剰余金	9,346	8,284
利益剰余金	5,545	3,390
自己株式	533	533
株主資本合計	21,099	17,881
その他の包括利益累計額		
その他有価証券評価差額金	1,290	2,330
繰延ヘッジ損益	710	238
為替換算調整勘定	1,848	774
その他の包括利益累計額合計	1,268	1,317
純資産合計	19,830	19,198
負債純資産合計	98,533	106,705

(2)【四半期連結損益計算書及び四半期連結包括利益計算書】

【四半期連結損益計算書】

【第3四半期連結累計期間】

(単位：百万円)

	前第3四半期連結累計期間 (自 平成24年4月1日 至 平成24年12月31日)	当第3四半期連結累計期間 (自 平成25年4月1日 至 平成25年12月31日)
売上高	52,334	59,646
売上原価	36,186	40,183
売上総利益	16,147	19,462
販売費及び一般管理費		
研究開発費	3,372	3,363
その他	14,352	16,671
販売費及び一般管理費合計	17,725	20,034
営業損失()	1,577	572
営業外収益		
受取利息	19	32
受取配当金	56	66
受取保険金	121	80
受託研究収入	2	8
貸倒引当金戻入額	4	12
為替差益	125	-
その他	187	151
営業外収益合計	517	352
営業外費用		
支払利息	414	420
売上債権売却損	152	146
持分法による投資損失	57	20
為替差損	-	1,755
その他	249	192
営業外費用合計	873	2,536
経常損失()	1,934	2,756
特別利益		
固定資産売却益	0	5
段階取得に係る差益	-	1,863
その他	0	2
特別利益合計	0	1,871
特別損失		
固定資産売却損	0	7
固定資産除却損	18	16
投資有価証券評価損	91	6
関係会社株式売却損	117	-
その他	2	-
特別損失合計	229	30
税金等調整前四半期純損失()	2,163	915
法人税、住民税及び事業税	345	654
法人税等調整額	401	72
法人税等合計	747	727
少数株主損益調整前四半期純損失()	2,910	1,642
少数株主損失()	143	-
四半期純損失()	2,766	1,642

【四半期連結包括利益計算書】
 【第3四半期連結累計期間】

(単位：百万円)

	前第3四半期連結累計期間 (自 平成24年4月1日 至 平成24年12月31日)	当第3四半期連結累計期間 (自 平成25年4月1日 至 平成25年12月31日)
少数株主損益調整前四半期純損失()	2,910	1,642
その他の包括利益		
その他有価証券評価差額金	279	1,039
繰延ヘッジ損益	477	472
為替換算調整勘定	223	812
持分法適用会社に対する持分相当額	57	260
その他の包括利益合計	82	2,585
四半期包括利益	2,828	942
(内訳)		
親会社株主に係る四半期包括利益	2,684	942
少数株主に係る四半期包括利益	143	-

【注記事項】

（継続企業の前提に関する事項）

該当事項はありません。

（連結の範囲又は持分法適用の範囲の変更）

連結の範囲の重要な変更

当第3四半期連結会計期間において、(株)JEOL RESONANCE については株式を追加取得し持分法適用関連会社から子会社としたことにより、連結の範囲に含めております。

なお、当該連結の範囲の変更は、当四半期連結会計期間の属する連結会計年度の連結財務諸表に重要な影響を与える見込みです。影響の概要につきましては、「注記事項（セグメント情報等）」に記載しております。

（会計方針の変更）

該当事項はありません。

（四半期連結財務諸表の作成にあたり適用した特有の会計処理）

該当事項はありません。

（追加情報）

該当事項はありません。

(四半期連結貸借対照表関係)

1 偶発債務

連結子会社以外の会社に対して、次の通り債務保証を行っております。

前連結会計年度 (平成25年3月31日)		当第3四半期連結会計期間 (平成25年12月31日)	
JEOL(MALAYSIA)SDN BHDの前受金 (293千RM)	8百万円	JEOL(MALAYSIA)SDN BHDの前受金 (235千RM)	7百万円

2 手形割引高

	前連結会計年度 (平成25年3月31日)	当第3四半期連結会計期間 (平成25年12月31日)
輸出手形割引高	6,801百万円	4,293百万円

3 四半期連結会計期間末日満期手形の会計処理については、満期日に決済が行われたものとして処理しております。

なお、当四半期連結会計期間末日が金融機関の休日であったため、次の四半期連結会計期間末日満期手形を満期日に決済が行われたものとして処理しております。

	前連結会計年度 (平成25年3月31日)	当第3四半期連結会計期間 (平成25年12月31日)
受取手形	120百万円	105百万円
支払手形	2,401 "	2,069 "
流動負債「その他」(設備支払手形)	31 "	12 "

4 財務制限条項

借入金のうち、次の金額には純資産の部に係る財務制限条項が付されております。

	前連結会計年度 (平成25年3月31日)	当第3四半期連結会計期間 (平成25年12月31日)
	5,000百万円	8,500百万円

(四半期連結キャッシュ・フロー計算書関係)

当第3四半期連結累計期間に係る四半期連結キャッシュ・フロー計算書は作成しておりません。なお、第3四半期連結累計期間に係る減価償却費(のれんを除く無形固定資産に係る償却費を含む。)は、次のとおりであります。

	前第3四半期連結累計期間 (自平成24年4月1日 至平成24年12月31日)	当第3四半期連結累計期間 (自平成25年4月1日 至平成25年12月31日)
減価償却費	1,680百万円	1,808百万円

(株主資本等関係)

前第3四半期連結累計期間(自平成24年4月1日至平成24年12月31日)

1. 配当金支払額

該当事項はありません。

2. 基準日が当第3四半期連結累計期間に属する配当のうち、配当の効力発生日が当第3四半期連結会計期間の末日後となるもの

該当事項はありません。

3. 株主資本の金額の著しい変動

(1) 当社は、平成24年6月28日開催の定時株主総会における決議に基づき、平成24年6月28日をもって下記のとおり資本準備金の額の減少及び利益剰余金の額の減少、剰余金の処分を行いました。

資本準備金の額及び利益剰余金の額の減少

会社法第448条第1項の規定に基づき、資本準備金の額及び利益準備金の額を減少させ、その他資本剰余金及び繰越利益剰余金に振り替えております。

資本準備金の減少額	670,000,000円
その他資本剰余金の増加額	670,000,000円
利益準備金の減少額	830,000,000円
繰越利益剰余金の増加額	830,000,000円

剰余金の処分

会社法第452条の規定に基づき剰余金の処分を行った上で、その全額を繰越利益剰余金に振り替えております。

別途積立金の減少額	9,792,018,643円
繰越利益剰余金の増加額	9,792,018,643円

(2) 当社は、平成24年7月6日に第1種優先株式の発行に伴う資金が払い込まれたことに伴い、会社法第447条第3項及び第448条第3項の規定に基づき、下記のとおり振り替えております。

増加した資本金及び資本準備金の額

資本金の増加額	1,500,000,000円
資本準備金の増加額	1,500,000,000円

減少した資本金及び資本準備金の額及び増加したその他資本剰余金の額

資本金の減少額	1,500,000,000円
資本準備金の減少額	1,500,000,000円
その他資本剰余金の増加額	3,000,000,000円

当第3四半期連結累計期間(自平成25年4月1日至平成25年12月31日)

1. 配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	配当の原資	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日
平成25年6月27日 定時株主総会	普通株式	156	利益剰余金	2.00	平成25年3月31日	平成25年6月28日
	第1種優先 株式	110	利益剰余金	36,712.30	平成25年3月31日	平成25年6月28日
平成25年11月12日 取締役会	普通株式	195	利益剰余金	2.50	平成25年9月30日	平成25年12月6日
	第1種優先 株式	50	利益剰余金	25,000.00	平成25年9月30日	平成25年12月6日

2. 基準日が当第3四半期連結累計期間に属する配当のうち、配当の効力発生日が当第3四半期連結会計期間の末日後となるもの

該当事項はありません。

3. 株主資本の金額の著しい変動

当社は、平成25年6月12日開催の取締役会において、第1種優先株式の一部を取得すること、及び取得した第1種優先株式の全部につき消却を行うことを決議いたしました。

上記決議に基づき、当社は平成25年6月27日付で第1種優先株式の一部を取得し、これを全部消却しております。

この結果、当第3四半期連結累計期間において資本剰余金が1,061百万円減少し、当第3四半期連結会計期間末において資本剰余金が8,284百万円となっております。

(セグメント情報等)

【セグメント情報】

前第3四半期連結累計期間(自平成24年4月1日至平成24年12月31日)

1. 報告セグメントごとの売上高及び利益又は損失の金額に関する情報

(単位:百万円)

	報告セグメント				調整額 (注)1	四半期連結 損益計算書 計上額 (注)2
	理科学・計測 機器事業	産業機器事業	医用機器事業	計		
売上高						
外部顧客への売上高	36,095	4,878	11,360	52,334	-	52,334
セグメント間の内部売上高又は振替高	-	-	-	-	-	-
計	36,095	4,878	11,360	52,334	-	52,334
セグメント利益又は損失 ()	673	969	1,089	792	2,370	1,577

(注)1 セグメント利益又は損失の調整額 2,370百万円には、各報告セグメントに配分していない全社費用 2,370百万円が含まれております。

2 セグメント利益又は損失は、四半期連結損益計算書の営業損失と調整を行っております。

当第3四半期連結累計期間(自平成25年4月1日至平成25年12月31日)

1. 報告セグメントごとの売上高及び利益又は損失の金額に関する情報

(単位:百万円)

	報告セグメント				調整額 (注)1	四半期連結 損益計算書 計上額 (注)2
	理科学・計測 機器事業	産業機器事業	医用機器事業	計		
売上高						
外部顧客への売上高	41,814	5,407	12,424	59,646	-	59,646
セグメント間の内部売上高又は振替高	-	-	-	-	-	-
計	41,814	5,407	12,424	59,646	-	59,646
セグメント利益又は損失 ()	1,037	27	877	1,942	2,514	572

(注)1 セグメント利益又は損失の調整額 2,514百万円には、各報告セグメントに配分していない全社費用 2,514百万円が含まれております。

2 セグメント利益又は損失は、四半期連結損益計算書の営業損失と調整を行っております。

2. 報告セグメントごとの固定資産の減損損失又はのれん等に関する情報

(固定資産に係る重要な減損損失)

該当事項はありません。

(のれんの金額の重要な変動)

「理科学・計測機器事業」セグメントにおいて、当社の持分法適用関連会社である株式会社 JEOL RESONANCE の株式を追加取得した際、のれんを計上しております。なお、当該のれんの増加額は、当第3四半期連結累計期間内において3,698百万円であります。

(重要な負ののれん発生益)

該当事項はありません。

(企業結合等関係)

取得による企業結合

当社は、平成25年11月12日開催の取締役会において、株式保有相手先との基本合意に基づき、当社の持分法適用関連会社である株式会社 JEOL RESONANCE の株式を追加取得し、連結子会社とすることを決議いたしました。

1. 企業結合の概要

(1) 被取得企業の名称及びその事業の内容

被取得企業の名称 株式会社 JEOL RESONANCE
事業の内容 核磁気共鳴装置及び電子スピン共鳴装置の製造販売等

(2) 企業結合を行った主な理由

核磁気共鳴装置 (Nuclear Magnetic Resonance。以下「NMR装置」といいます。) は、物質の分子構造を原子核レベルで解析するための分析装置であり、その応用分野は製薬・バイオ・食品・化学だけでなく、目覚ましいスピードで開発・改良が進んでいる有機ELや電池フィルムなどの新しい分野にも活用されており、最先端の科学技術分野で欠かせない分析装置となっております。これらNMR装置に求められる高い技術を維持し、より高度化するためには、十分な研究開発投資資金を確保することが必要であり、加えて、複数の高度な技術で構成される装置開発には、他企業及び他研究機関とのオープンイノベーション (NMR関連技術をオールジャパン体制で結集) が必須であることから、当社としては、この装置の開発を加速するために新しい枠組みでの展開を進めてまいりました。その結果として、株式会社JEOL RESONANCE (以下「JRI」といいます。) は、NMR事業に係る製品開発を強力に推し進め、世界最高速 (110kHz) で試料管を回転させることにより世界最高レベルの分解能で試料を分析することができる0.75mm固体NMRプローブ、世界で初めて液体ヘリウムの補充を必要としないゼロポイルオフ超伝導マグネットを用いたNMR装置、炭素原子核を従来より高感度で観測することを可能とした極低温NMRプローブ等、特徴ある競争力の高い製品を着実に市場導入してまいりました。

今般、当社が本株式取得を行い、JRIを子会社とすることにより、JRIが実施してきた製品開発及び業務改善の成果を継承し、当社とJRIの事業面及び財務面等におけるシナジーを実現させ、当社の中期経営計画「Dynamic Vision」に掲げる重点戦略としての3つのUP「製品開発力UP」、「ものづくり力UP」、「ブランド力UP」及び世界 1のハイエンド理科学・計測機器ラインアップを持つ強みを活かしたYOKOGUSHI戦略を加速させることにより、当社グループとしての競争力、収益力及び企業価値の向上を図ってまいります。

(3) 企業結合日

平成25年12月25日

(4) 企業結合の法的形式

現金による株式の取得

(5) 結合後企業の名称

株式会社 JEOL RESONANCE

(6) 取得した議決権比率

企業結合直前に所有していた議決権比率	49.10%
企業結合日に追加取得した議決権比率	50.90%
取得後の議決権比率	100.00%

(注) 当社が企業結合日に追加取得した議決権比率は25.85%ですが、上記「企業結合日に追加取得した議決権比率」には、同日JRIが自己株式として取得した議決権比率を含めて記載しております。

(7) 取得企業を決定するに至る主な根拠

当社が現金を対価として、株式を取得するためであります。

2. 四半期連結累計期間に係る四半期連結損益計算書に含まれる被取得企業の業績の期間

みなし取得日を当第3四半期連結会計期間末としているため、当第3四半期連結累計期間に係る四半期連結損益計算書には、被取得企業の業績は含まれておりません。

3. 被取得企業の取得原価及びその内訳

取得の対価

企業結合直前に保有する株式会社 JEOL RESONANCE株式の企業結合日における時価	2,891百万円
企業結合日において取得する株式会社 JEOL RESONANCE株式の時価	2,997百万円

取得に直接要した費用

アドバイザー費用等	5百万円
-----------	------

取得原価	5,893百万円
------	----------

(注) 当社が企業結合日に追加取得するJRI株式の時価は1,522百万円ですが、上記「企業結合日において取得する株式会社 JEOL RESONANCE株式の時価」には、同日JRIが自己株式として取得する金額を含めて記載しております。

4. 被取得企業の取得原価と取得するに至った取引ごとの取得原価の合計額との差額

1,863百万円

5. 発生したのれんの金額、発生原因、償却方法及び償却期間

発生したのれん金額 3,698百万円

発生原因

取得価額が企業結合時の時価純資産を上回ったため、その超過額をのれんとして計上しております。

償却方法及び償却期間

10年間にわたる均等償却

6. 企業結合日に受け入れる資産及び引き受ける負債の額並びにその主な内訳

流動資産	4,255百万円
固定資産	219百万円
資産合計	4,474百万円
流動負債	3,208百万円
固定負債	547百万円
負債合計	3,755百万円

(1 株当たり情報)

1 株当たり四半期純損失金額及び算定上の基礎は、以下のとおりであります。

項目	前第 3 四半期連結累計期間 (自 平成24年 4 月 1 日 至 平成24年12月31日)	当第 3 四半期連結累計期間 (自 平成25年 4 月 1 日 至 平成25年12月31日)
1 株当たり四半期純損失金額	36円27銭	22円74銭
(算定上の基礎)		
四半期純損失金額 (百万円)	2,766	1,642
普通株主に帰属しない金額 (百万円)	73	137
(うち優先配当額 (百万円))	(73)	(75)
(うち優先株式に係る償還差額 (百万円))	(-)	(注) 2 (61)
普通株式に係る四半期純損失金額 (百万円)	2,839	1,780
普通株式の期中平均株式数 (千株)	78,289	78,288
希薄化効果を有しないため、潜在株式調整後 1 株当たり四半期純利益金額の算定に含めなかった潜在株式で、前連結会計年度末から重要な変動があったものの概要		

(注) 1 潜在株式調整後 1 株当たり四半期純利益金額については、潜在株式は存在するものの 1 株当たり四半期純損失金額であるため記載しておりません。

2 当社定款の定めに基づき平成25年 6 月27日に一部償還した第 1 種優先株式の償還金額と当該株式の発行価額との差額であります。

(重要な後発事象)

(公募及び第三者割当による新株式の発行)

当社は、平成26年2月14日開催の当社取締役会において、新株式発行及び当社株式の売出しを行うことを決議しております。その概要は次のとおりであります。

1. 公募による新株式発行(一般募集)

- | | | |
|----------------------|---|------------|
| (1) 募集株式の種類及び数 | 当社普通株式 | 9,000,000株 |
| (2) 払込金額 | 日本証券業協会の定める有価証券の引受け等に関する規則第25条に規定される方式により、平成26年2月24日(月)から平成26年2月26日(水)までの間のいずれかの日(以下「発行価格等決定日」という。)に決定します。 | |
| (3) 増加する資本金及び資本準備金の額 | 増加する資本金の額は、会社計算規則第14条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果1円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げるものとします。また、増加する資本準備金の額は、当該資本金等増加限度額から増加する資本金の額を減じた額とします。 | |
| (4) 募集方法 | 一般募集とし、三菱UFJモルガン・スタンレー証券株式会社を主幹事会社とする引受団(以下、「引受人」と総称する。)に全株式を買取引受けさせます。 | |
| (5) 申込期間 | 発行価格等決定日の翌営業日から発行価格等決定日の2営業日後の日までとします。 | |
| (6) 払込期日 | 平成26年3月3日(月)から平成26年3月5日(水)までの間のいずれかの日とします。
ただし、発行価格等決定日の5営業日後の日とします。 | |

2. 当社株式の売出し(オーバーアロットメントによる売出し)

- | | | |
|----------------|---|------------|
| (1) 売出株式の種類及び数 | 普通株式 | 1,350,000株 |
| | なお、売出株式数は上限を示したものであり、需要状況により減少し、又はオーバーアロットメントによる売出しそのものが全く行われない場合があります。売出株式数は、需要状況を勘案した上で、発行価格等決定日に決定します。 | |
| (2) 売出人 | 三菱UFJモルガン・スタンレー証券株式会社 | |
| (3) 売出価格 | 未定(発行価格等決定日に決定します。なお、売出価格は一般募集における発行価格(募集価格)と同一とします。) | |
| (4) 売出方法 | 一般募集の需要状況を勘案した上で三菱UFJモルガン・スタンレー証券株式会社が当社株主から1,350,000株を上限として借入れる当社普通株式の売出しを行います。 | |
| (5) 申込期間 | 一般募集における申込期間と同一とします。 | |
| (6) 受渡期日 | 一般募集における払込期日の翌営業日とします。 | |

3. 三菱UFJモルガン・スタンレー証券株式会社を割当先とする第三者割当による新株式発行

- | | | |
|----------------------|--|------------|
| (1) 募集株式の種類及び数 | 当社普通株式 | 1,350,000株 |
| (2) 払込金額の決定方法 | 発行価格等決定日に決定します。なお、払込金額は一般募集における払込金額と同一とします。 | |
| (3) 増加する資本金及び資本準備金の額 | 増加する資本金の額は、会社計算規則第14条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果1円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げるものとします。また、増加する資本準備金の額は、当該資本金等増加限度額から上記の増加する資本金の額を減じた額とします。 | |
| (4) 割当先 | 三菱UFJモルガン・スタンレー証券株式会社 | |
| (5) 申込期間(申込期日) | 平成26年3月26日(水) | |
| (6) 払込期日 | 平成26年3月27日(木) | |

4. 資金調達の使途

今回の一般募集、オーバーアロットメントによる売出しに関連する第三者割当増資及び株式会社ニコンを割当先とする当社普通株式の第三者割当増資に係る手取概算額合計上限7,751,089,500円については、4,500,000,000円を平成27年3月期から平成29年3月期の研究開発資金に、1,500,000,000円を平成26年3月期に株式会社JEOL RESONANCEの株式の取得（子会社化）に伴う短期借入金の返済に、それぞれ充当し、残額が生じた場合は、平成26年3月期に金融機関からの借入金の返済に充当する予定であります。実際の支出時期までは、銀行口座にて管理をいたします。

（株式会社ニコンとの資本業務提携及び第三者割当による新株式の発行）

当社は、平成26年2月14日開催の当社取締役会において、株式会社ニコン（以下「ニコン」という。）との間で資本業務提携（以下「本件資本業務提携」という。）を行うこと及びニコンに対して第三者割当による当社普通株式を発行すること（以下「本件第三者割当増資」という。）を決議しております。

また、上記取締役会決議を受けて、平成26年2月14日付で、ニコンと本件資本業務提携に関する資本業務提携契約を締結しております。

・ 本件資本業務提携について

1. 本件資本業務提携の目的及び理由

当社は、従来より顕微鏡ビジネスにおける製品開発や製品販売において協業関係にあるニコンとの連携を一層強化することを目的として、ニコンと新たに資本業務提携契約を締結し、協業関係の強化を確実にかつ迅速に推進するため、ニコンを割当先とする本件第三者割当増資を行う予定です。本件資本業務提携により、両者が企図する販売拡大、製品競争力の強化や新市場の開拓等の実現を目指してまいります。現在、ニコンは、主に海外市場における当社の卓上走査電子顕微鏡JCM-6000 NeoScope™の代理店販売を展開しており、着実な成果が出ております。さらに、両者の持つグローバル販売網、インフラ（人的ネットワーク・提携サイト等）を相互に有効活用し、主に顕微鏡ビジネスの販売連携について協業を推進させていきます。また近年、最先端のバイオ研究や材料開発において、電子顕微鏡と光学顕微鏡に関して、それぞれ得た情報を相関させ、より多方面から微細構造の解析を行うニーズが高まっております。そのニーズに応えるため、特に、バイオ試料の注目部位を蛍光ラベルと光学顕微鏡で調べた上で、同部位を電子顕微鏡で超高分解能観察する方法として注目を集めている、当社の電子顕微鏡とニコンの光学顕微鏡とを連携させたCorrelative Microscopy（光学顕微鏡と電子顕微鏡で試料の同一部位を観察する方法）ソリューションの構築、提案、市場探索及び協業を推進してまいります。また、顕微鏡分野のみならず、両者の持つ優れた技術力を融合させることにより、新たな製品・ソリューションによる市場開拓を検討していきます。

当社グループは、平成25年度から平成27年度を対象とする中期経営計画「Dynamic Vision」において、前中期経営計画「CHALLENGE 5」の「経営構造改革」の成果を基に、世界1のハイエンド理科学・計測機器と最適ソリューションをグローバルに提供し続けることにより、さらなる収益率の向上及び財務体質の強化を図っておりますが、当該中期経営計画をさらに推し進めるにあたり、ニコンとの関係強化が当社事業のさらなる発展の実現に資すると期待できることから、本件資本業務提携を行うことといたしました。

2. 本件資本業務提携の内容

本件資本業務提携の具体的内容は以下のとおりです。

（1）販売活動の連携

両者の持つグローバルな販売網、インフラ（人的ネットワーク、提携サイト等）の相互の有効活用、主に顕微鏡ビジネスについての販売連携について協業の推進

（2）事業創出連携

両者が製造・販売する電子顕微鏡と光学顕微鏡とを連携させた「Correlative Microscopyソリューション」の構築、提案、市場探索及び協業についての検討

その他、健康・医療分野等における新規事業開発に向けた連携

特に近年、電子顕微鏡及び光学顕微鏡における著しい技術進歩があり、最先端のバイオ研究や材料開発において、電子顕微鏡と光学顕微鏡に関して、それぞれ得た情報を相関させ、より多方面から微細構造の解析を行うニーズが高まっております。そのニーズに応えるため、当社の電子顕微鏡とニコンの光学顕微鏡とを連携させた上記の Correlative Microscopy ソリューションの構築、提案、市場探索及び協業を推進してまいりま

す。また、顕微鏡分野のみならず、両者の持つ優れた技術力を融合させることにより、新たな製品・ソリューションによる市場開拓を検討していきます。

また、当社は、一定の条件のもとで、当社の常勤取締役として、ニコンから1名を受け入れる予定であり、当社の平成26年6月開催予定の定時株主総会にて同人を取締役候補とする取締役選任議案を提出する予定です。

・ 第三者割当による新株式の発行について

1. 募集の概要

- (1) 払込期日 平成26年3月3日(月)から平成26年3月5日(水)までの間のいずれかの日。ただし、発行価格等決定日の5営業日後の日とします。
- (2) 発行新株式数 当社普通株式 8,000,000株 (注)1
- (3) 発行価額 一般募集による新株式発行において、平成26年2月24日(月)から平成26年2月26日(水)までの間のいずれかの日(以下「発行価格等決定日」という。)に決定される発行価格(募集価格)と同一の金額とします(以下「本払込金額」という。)
- なお、一般募集における発行価格(募集価格)は、日本証券業協会の定める有価証券の引受け等に関する規則第25条に規定される方式により、発行価格等決定日の株式会社東京証券取引所における当社普通株式の終値(当日に終値のない場合は、その日に先立つ直近日の終値)に0.90~1.00を乗じた価格(1円未満端数切捨て)を仮条件として、需要状況を勘案した上で発行価格等決定日に決定します。
- (4) 資金調達額 3,458,740,000円 (注)2
- (5) 募集又は割当方法 第三者割当の方法により割り当てます。
- (6) 割当先 株式会社ニコン 当社普通株式 8,000,000株 (注)1
- (7) その他 上記各号については、金融商品取引法による届出の効力発生を条件とします。

(注)1 ニコンは3,000,000,000円を発行価額で除した数の株式(ただし、1,000株未満の端数は切り捨てるものとする。)(以下「本引受株式数」という。)につき申込みを行う予定であり、申込みを行わなかった株式については失権となるため、実際の発行数は上記と異なる場合があります。

2 資金調達の額は、平成26年2月7日(金)現在の株式会社東京証券取引所における当社普通株式の終値を基準として算出した差引手取概算額の見込額であり、発行数の全てが引き受けられた場合の金額です。実際には、割当先であるニコンは本引受株式数につき申込みを行う予定であり、申込みを行わなかった株式については失権となるため、資金調達額の上限は、2,976,600,000円となります。

2. 第三者割当による新株式の発行の目的及び理由募集の概要

前記「 . 本件資本業務提携について1. 本件資本業務提携の目的及び理由」記載のとおり、当社グループは、中期経営計画「Dynamic Vision」をさらに推し進めるにあたり、ニコンとの関係強化が当社事業の更なる発展の実現に資すると期待できることから、ニコンを割当先とする本件第三者割当増資を行うことといたしました。

3. 資金調達の使途

差引手取概算額上限3,458,740,000円については、本件第三者割当増資と同日付をもって決議された一般募集の手取概算額3,731,830,000円及びオーバーアロットメント第三者割当増資の手取概算額上限560,519,500円と合わせる手取概算額合計上限7,751,089,500円について、4,500,000,000円を平成27年3月期から平成29年3月期の研究開発資金に、1,500,000,000円を平成26年3月期に株式会社JEOL RESONANCEの株式の取得(子会社化)に伴う短期借入金の返済に、それぞれ充当し、残額が生じた場合は、平成26年3月期に金融機関からの借入金の返済に充当する予定であります。実際の支出時期までは、銀行口座にて管理をいたします。

2【その他】

第67期（平成25年4月1日から平成26年3月31日まで）中間配当については、平成25年11月12日開催の取締役会において、平成25年9月30日の最終の株主名簿に記録された株主に対し、次のとおり中間配当を行うことを決議いたしました。

配当金の総額	普通株式	195百万円	第1種優先株式	50百万円
1株当たりの金額	普通株式	2円50銭	第1種優先株式	25,000円00銭
支払請求権の効力発生日及び支払開始日	普通株式及び第1種優先株式	平成25年12月6日		

第二部【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

独立監査人の四半期レビュー報告書

平成26年2月14日

日本電子株式会社
取締役会 御中

有限責任監査法人トーマツ

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 木村 彰夫 印

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、「経理の状況」に掲げられている日本電子株式会社の平成25年4月1日から平成26年3月31日までの連結会計年度の第3四半期連結会計期間(平成25年10月1日から平成25年12月31日まで)及び第3四半期連結累計期間(平成25年4月1日から平成25年12月31日まで)に係る四半期連結財務諸表、すなわち、四半期連結貸借対照表、四半期連結損益計算書、四半期連結包括利益計算書及び注記について四半期レビューを行った。

四半期連結財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に準拠して四半期連結財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない四半期連結財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した四半期レビューに基づいて、独立の立場から四半期連結財務諸表に対する結論を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期レビューの基準に準拠して四半期レビューを行った。

四半期レビューにおいては、主として経営者、財務及び会計に関する事項に責任を有する者等に対して実施される質問、分析的手続その他の四半期レビュー手続が実施される。四半期レビュー手続は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して実施される年度の財務諸表の監査に比べて限定された手続である。

当監査法人は、結論の表明の基礎となる証拠を入手したと判断している。

監査人の結論

当監査法人が実施した四半期レビューにおいて、上記の四半期連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に準拠して、日本電子株式会社及び連結子会社の平成25年12月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する第3四半期連結累計期間の経営成績を適正に表示していないと信じさせる事項がすべての重要な点において認められなかった。

強調事項

1. 重要な後発事象に記載されているとおり、会社は、平成26年2月14日開催の取締役会において、公募及び第三者割当による新株式の発行を決議している。
2. 重要な後発事象に記載されているとおり、会社は、平成26年2月14日開催の取締役会において、株式会社ニコンとの資本業務提携及び同社に対する第三者割当増資による新株式の発行を決議している。また、同日付で当該資本業務提携契約を締結している。

当該事項は、当監査法人の結論に影響を及ぼすものではない。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

(注) 1 上記は、四半期レビュー報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社(四半期報告書提出会社)が別途保管しております。

2 四半期連結財務諸表の範囲にはXBRLデータ自体は含まれていません。